

## 平成 24 年度 第 2 回 八戸市男女共同参画審議会 議事録

日 時 平成 24 年 10 月 23 日（火）10：00～11：30

場 所 市庁本館 3 階 議会第三委員会室

出席委員 9 名 白鳥委員、瀧澤委員、佐藤委員、工藤委員、河原木委員、山道委員、  
鈴木委員、井ノ上委員、竹内委員

●司会：それでは、ただいまから「平成 24 年度第 2 回八戸市男女共同参画審議会」を開催いたします。本日の会議でございますが、北山委員が欠席されておりますが、委員 10 名中、9 名の方が出席で、過半数以上の出席でございますので、本会議が成立することをご報告いたします。

それでは、資料 1、資料 2、資料 3 を基に進めて参りたいと思いますので、よろしくお願い致します。開会にあたりまして、白鳥会長から挨拶をお願いします。

（会長挨拶）

●司会：それでは、議事に入りますので、議長に進行をお願いします。

●議長：それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。委員の皆さまご協力のほどよろしくお願い致します。

本日の案件は、「第 3 次八戸市男女共同参画本計画の進捗状況について」ご審議いただくものです。審議の進め方ですが、委員の皆様には前もって、基本計画の「平成 24 年度進捗状況調査シート」を確認していただいた上で、事前にご質問・ご意見をいただいておりますので、それらを取りまとめた「事前質問・意見一覧表」を基に議事を進めて参りたいと思います。

時間も限られておりますので、まず、事務局から第 3 次基本計画の進行管理について説明いただいた後、事前に提出された質問・意見等について、委員の皆様から補足説明があれば付け加えていただき、次に本日は事前質問のあった各担当課の職員の方々に同席いただいておりますので、各担当課から回答をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。お手元の資料 2 の「事前質問・意見等一覧表」の No.1 から順に進め、最後に、本日新たにお気づきになられた意見・質問等について取り扱うこととしますので、よろしくお願い致します。

それでは、最初に、事務局から「第 3 次八戸市男女共同参画基本計画」の進行管理について、説明をお願いします。

●事務局：それでは、「第 3 次八戸市男女共同参画基本計画」の進行管理について、ご説明

いたします。お手元の資料に「第3次八戸市男女共同参画基本計画」という水色の冊子、こちらの4ページをお開きください。

「第3次八戸市男女共同参画基本計画」の着実な進行管理を図るため、毎年度掲載している事業について、進捗状況を調査し、その状況について委員の皆さまに報告すると共にご審議いただき、ご意見を頂戴いたします。

皆さまからいただいたご意見をもとに、社会情勢の変化などを踏まえ、計画に掲載している事業の見直しや、新たな事業の具体化につなげていくものとしております。具体的には本日の意見をもとに報告書をまとめ、各課に通知し、来年度以降の事業の参考にさせていただきたいと思っております。

本日は24年度の事業について、実施済みのもの、実施予定のものも含めて、男女共同参画の視点からご意見を伺いたいと思っております。以上で「第3次八戸市男女共同参画基本計画」の進行管理について説明を終わります。

●議長：ありがとうございました。それでは、事前質問等から確認していききたいと思います。

事前質問・意見等一覧表のNo.1のご質問を提出して頂いた委員より補足説明がございましたらお願いします。

《補足なし》

●議長：それでは、質問に対して、各課から回答していただくこととなりますが、各課からのご説明はどうぞ簡潔にお願いいたします。

それではNo.1について、市民連携推進課から回答をお願いします。

●市民連携推進課：それではまず、資料3事前質問等に対する回答票をご覧ください。

当課を含め各課の回答につきましては、資料3にまとめてありますので、ご参照になりながら、各課から回答させていただきます。

それでは、No.1のご意見についてお答え致します。進捗状況調査シートの各事業については、担当課を掲載することとします。

●議長：よろしいですか。続きまして、No.2について委員より補足説明があればお願いします。

《補足なし》

●議長：それでは、No.2について市民連携推進課から回答をお願いします。

●市民連携推進課：No.2 について、まず1つめについてですが、事業の中には数値化できないものがありますが、できるだけ参考となる数値を示してもらおうよう、次回から対応していきたいと思います。

ご意見の2つめですが、出来るだけ経年変化が見られるように、各課に依頼をして行きたいと考えております。

●議長：はい、いかがでしょうか。よろしいですか。

続きまして、「施策の基本方向Ⅰ 男女共同参画に向けた意識づくり」に係る質問に入ります。No.3 について、委員より補足説明があればお願いします。

●委員：私がこの質問をしたのは、平成14年から平成22年で数値が低下しているのですが、何か統計処理上の問題ではないのかと思い、この質問をさせていただきました。

●議長：それでは、市民連携推進課から回答をお願いします。

●市民連携推進課：No.3 の質問についてですが、「男女共同参画社会」という用語の認知度についての数値は、平成14年度と平成22年度に実施いたしました「八戸市民の男女共同参画に関する意識調査」に基づく数値となっております。

この調査の対象者は平成14年度、平成22年度どちらも無作為に抽出した20歳以上の市民3,000人を対象としたものでございます。ですので、数値の結果はそのままの低下した数値になっておりました。

●委員：平成28年100%を目指して皆で、頑張っていきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

●議長：それでは、No.4に移りたいと思います。委員からの質問であります、補足はありませんか。担当課より回答をお願いします。

●市民連携推進課：No.4の質問についてですが、ご指摘いただいたとおりですので、(予定)は削除いたします。

●議長：「(予定)」の部分は削除するということです。よろしいでしょうか。

続いてNo.5について委員から補足はございませんか。

《補足なし》

●市民連携推進課：No.5の質問についてですが、事業番号2番と7番にあります、「はちのへプラン2006推進状況報告書の公表」は同じものとなります。

推進状況をお知らせすることも、広報活動のひとつと考えていることから、実施政策の「①広報・啓発活動の推進」の事業として掲載し、そのままの形をとらせていただきたいと考えております。

●委員：分かりました。

●議長：No.6に移ります。No.6は私ですが、補足は特にありませんので、回答をお願い致します。

●市民連携推進課：事業所に対しての意識調査の実施については、前回の基本計画を作成するための基礎資料にする時期に行っております。次回の事業所および市民への調査時期については、未定ですが、これまで調査の時期を定めていなかったことから、定期化を含めて、検討して行きたいと思っております。以上です。

●議長：次に、意見に入ります。

No.7について、委員より補足説明があればお願いします。

●委員：すいません。質問等の資料ですが、今日いただいたので、自分の質問の中身は分かるのですが、他の委員の質問が分からないままお答えを聞いている感じがするので、出来れば質問事項を読み上げていただければいいなと思います。私の質問については、補足はないです。

●議長：分かりました。

No.7のところは「男女共同参画にかかわる状況の調査」ということで、両親学級など若い人が集まる行事でも、回答を求めているかがでしょうか。男女共同参画を浸透させるためにも大事ではないかというご意見でした。このことについて、回答をお願いします。

●市民連携推進課：はい、No.7のご意見についてですが、これまでは、各年代を網羅したアンケートを実施しており、特定の年代を対象としたアンケートは実施しておりません。

若者のみを対象としたアンケートの実施については、調査内容と活用の可能性について検討してみたいと考えております。

●議長：よろしいでしょうか。

No.8 の意見については、苦情処理委員会についてでございます。果たして市民に周知しているだろうかということでございましたが、回答をお願い致します。

●市民連携推進課：No.8 のご意見についてですが、苦情処理委員会は男女共同参画に反する個人の問題、例えばセクハラの相談等に対応するものではなく、八戸市の行っている事業に男女共同参画に反する内容があると考えられた場合、例えば市が作成したポスターが性別役割分担を意識させるものだったなどの苦情に対応するためのものだったり、その職務は苦情が発生した後、その内容について調査し、その結果必要と認める場合、是正措置をとる意見を述べるというものでございます。

ですので、苦情処理委員会自体の周知は必要ないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

●議長：いかがでしょうか。

●委員：はい結構です。

●議長：No.9 に進みます。No.9 のところは、「教職員についての啓発講座」でございます。委員、補足はございますでしょうか。

《補足なし》

●議長：それでは回答お願いいたします。

●市民連携推進課：No.9 のご意見について、お答えいたします。

啓発講座の参加については、小学校・中学校長会でお願いしているところでございますが、教育センターや教育委員会との共催での実施や、講座のテーマ設定を検討し、参加率の向上に努めていきたいと考えております。

●議長：ではNo.10 に進みます。ここは、私ですが、これは、教育関係者への啓発パンフレットの作成を今年度計画しているということですが、この機会を生かすという事で、意見を述べさせていただきました。回答をお願いいたします。

●市民連携推進課：No.10 のご意見についてですが、パンフレットの配布は2月頃を予定しております。今後、教職員向けの教育関係者等研修会の開催に合わせて、パンフレットの配布が可能かどうか検討して参りたいと考えております。

●議長：はい、よろしくお願い致します。

次に、「施策の基本方向Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり」に係る質問に入ります。それでは、No11 について市民連携推進課から回答をお願いします。

●市民連携推進課：この注目指標の設定については、国の第3次基本計画の中で、平成21年の現状値6.5%と平成27年の成果目標10%程度という設定値の増加率をもとに、20%と設定したものです。

なお、平成23年度および平成24年度は、市内事業所への意識調査を実施しておりませんので、現時点での数値は把握しておりません。参考までに、厚生労働省の平成23年度雇用均等基本調査では、民間企業の課長級以上の女性の割合は、岩手、宮城、福島を除いて6.8%となっております。

●議長：いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

●委員：はい。

●議長：No12 ですが、附属機関等の男女構成比率に偏りが無い登用の質問です。補足がございましたでしょうか。

《補足なし》

●議長：それでは回答をお願いします。

●行政改革推進課：ご質問は男女構成比率で少ないほうの割合が30%を達成している割合ということございまして、平成24年4月1日現在で42.4%であります。

少し補足させていただきますと、現在委員を任用中の機関が59ございます。その内達成しているものが25、未達成が34でございます。女性30%未満の附属機関が33機関、男性30%未満の機関が1機関となっております。以上でございます。

●議長：いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

同じ附属機関の登用に関わって、No13 は、女性委員の委嘱についてでございます。回答をお願いします。

●行政改革推進課：女性委員が委嘱されていない附属機関でございますが、女性委員が全く登用されていない附属機関は、平成24年4月1日現在で、10機関ございます。この機関に関しましては、国民保護協議会、水防協議会等でございます。

理由といたしましては、委員選任にあたり、当該分野の専門知識や資格・経験をもった有識者、法令資格に基づき指定された職、各種団体や業界の代表者に女性が少ないことによるものです。具体的に例を申し上げますと国民保護協議会等は、法令によりまして、委員の職が充て職で決められております。

そういった場合、相手先のその職の方が男性か女性かということで、こちら側で判断することが非常に難しいということで、このような結果となっています。以上でございます。

●議長：ありがとうございました。いかがでしょうか。

●委員：附属機関の委員の場合は、女性の意見というのをいかに取り入れていくかという話になると思うので、割合も大切ですが、一人もいないということのほうが実は問題だと思っていて、述べられた理由については、常々聞いているのですが、それを他の市町村で、何か工夫をされている例はないのかということについて、ご存知であれば教えて頂きたいのですが。

●行政改革推進課：他市町村ということでは、まだ調べたことがございません。勉強不足で大変申し訳ございません。

附属機関自体の目的についてご説明させていただきます。附属機関の考え方が2種類ございまして、本来の附属機関の位置づけというものは、市が実施する事項、そういったものを専門家や学識経験者や関係者が合議することが適当なものについて、他に機関をつくりまして調査・研究をさせるという機関となっておりまして、本来、根底にありますものが、専門家を集めて、属性としては専門家部会、関係者を集めて最終決定をさせていただくということが目的となっております。

しかしながら、昨今は、市民参画あるいは市民協働といった流れの中で、市民の方の意見を用いまして、市民の方に企画していただいたり、いろいろ考えていただくという風な流れの附属機関が出来上がっております。

そういった中においては当然にして、男女関係なく市民という、その積極性とか、そういった中で委員を選定することが可能なのでございますが、従来からあります国防に関するものでありますとか、秘密を守らなければならないもの、あとはどうしても特殊性をもった医師でありますとか資格をもった方々の会合になりますと、どうしてもその業界の中から選ばなければならないといった、狭められた条件もございまして、そういった業界に対してはできるだけ女性をとというような努力をさせていただいているところでございますが、そちらの業界のほうでも推薦をするにあたって、ある程度の決定権をもった理事長ですとか会長職を出したいというご意向もございまして、なかなか苦慮しているところでございます。以上です。

●議長：担当の方も苦勞しているということでございます。

女性の意見を反映するという大切なご意見ですね。ありがとうございました。よろしいですか。

●委員：はい、ありがとうございます。

●議長：No14「附属機関等の委員の公募の充実」というところでございますが、委員から補足はございますか。

《補足なし》

●議長：それでは回答をお願いします。

●行政改革推進課：公募委員がいない附属機関等ですが、2種類ございます。まず1つ、公募を全く行っていないもので、平成24年4月1日現在で31機関ございます。これはどういうものかと申しますと、「八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」がございまして、その中で公募で一般の方を入れることがそぐわないようなもの、例えばどのようなものかと申しますと、1つは先ほど言いました法令、条例等の規定によって特定の職につくものだけで構成をするといった、決められている附属機関、あとは行政処分に係る審議を行うもの、個人のプライバシー等に係る審議を行うもの、そういったものに関しましては、やはり一般の方を入れる公募によるものはなじまないのではないかということで、これらを除いております。これが31機関でございます。

そのほかに公募委員がいない附属機関等といたしまして、公募はしたが応募がなかった、あるいは公募をしていただいたのですが規定により採用がなかった。これは公募をするにあたって点数をなるべく付けさせて頂いているのですが、規定の点数に満たなかった場合は、公募があっても、採用しないという規定を設けてありますので、そういったことで2機関ございます。次に、公募委員に占めます女性委員の割合でございますが、56.1%となっております。以上です。

●議長：ありがとうございます。委員いかがですか。よろしいですか。

それでは、No15、16、17に進みますが、ここは「家族経営協定の締結促進」ということで、内容が似ているということで把握いたしました。それぞれ委員から、質問の補足説明はありますか。

●委員：すみません。私、No29で同じことについて、意見として挙げているのですが、これも同じことなのでまとめて回答いただければと思います。

●議長：ありがとうございます。それでは、農政課から回答をお願いします。

●農政課：それでは、No15、16、17の質問とNo29の意見に対してお答えします。

今年度、現時点での協定締結の実績はございませんが、これまで農業委員会の農政部会、毎月1回行っておりますけれども、それにおいて経営協定の研修会を開催し、また、各地区の農業委員が協定締結者の掘り起こしや毎年12月に、市内12地区に分けて各地区ごとに、農業者を対象とした農家座談会を開催するなど周知を図っているところであります。

しかしながら、農業者の減少や高齢化、後継者不足などにより残念ながら今年度は締結にいたらない状況になっております。

なお、今年度に入って1組の家族協定の動きがありましたが、農地の関係ですけれども、条件が合わないことにより現在保留状態となっております。今後、農政課、農業委員会では、直接、農家の農業指導や経営指導を行っている三八地域県民局の農業普及振興室や市の農業経営振興センターと連携を密に図りながら、家族経営協定の締結を目指していきたいと思っております。以上です。

●議長：ただいま回答がありましたが、委員いかがでしょうか。何か確かめておきたいことがありましたらどうぞ。

●委員：質問ですけど、今まで家族経営協定をしている例は何件くらいあるのでしょうか。

●農政課：平成13年からで27組ございます。

●委員：1年間で2組くらいですね。なかなか今年も大変ですね。

●委員：引き続き実施とありますが、実績がなかった要因についてご説明がありましたが、要因を踏まえながら、ではどういう風にすればということで、その部分を分析していただいて、いくらでも締結につながるようにやっていただきたい。そうだったから仕方がないで終わってほしくないということで質問させていただきましたので、今のご説明のとおり、その要因の部分を分析していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

●農政課：ただいまのご意見に対して、これから十分に分析をして研究をして参りたいと思っております。

●議長：今、委員からとても大事なことが提案されたと思っております。

事業として挙げているけれども、なかなか進まない、そのままの状態ではなくて、それに

対してどのような対策を講じて進めていくのか、そこが結果的に大きく変わるという事が難しいかもしれませんが、どのような対策をしてステップアップしているかというあたりが、市民に大きく反映されていくことだと確認されたことだと思います。よろしくお願いします。

あとはよろしいでしょうか。

つぎに No18「認定農業者共同申請の促進」についての質問ですが、補足いかがでしょうか。

《補足なし》

●議長：それでは農業経営振興センターから回答をお願いします。

●農業経営振興センター：まず、周知につきましては、先ほど家族経営協定のところでも触れられておりましたけれども、12月に農業委員会が開催している農家座談会等、多数の農家が集まる機会をとらえ、制度の周知を行っています。

実績が今年、無かった要因といたしましては、先ほどと同じですけれども、農業者の減少や高齢化によりまして、新たな認定農業者の数が減少傾向にあり、それに伴いまして共同申請者の数も伸び悩んでいる状況にあります。今後につきましては、認定農業者につきましては5年間ごとに更新をしておりますので、その更新時に再度、説明して参りたいと思っております。以上です。

●議長：委員いかがですか。よろしいですか。

●委員：はい。

●議長：それでは、次に移ります。続きましてNo19、20ですが、同じ事業に対するの質問ですので、回答は一括でお願いしたいと思います。No19ですが、委員より補足がございましたらどうぞ。

●委員：少しきつい表現で書かせてもらって申し訳ありませんが、男女共同参画社会を実現させるための広報啓発は非常に大事なことだと思っております、特に情報を提供されると行動も変わっていくわけですね。ところが、この対象が、セクハラですとかパートタイムですとか妊娠出産後の女性となった場合は、それぞれ伝えたい対象が異なっているわけです。対象が異なっている方々に対する広報とか周知を工夫するべきだと思うのですが、同じような表現がずっと続いていたものですから、もう少し工夫があるのかなと思ひまして意見をさせていただきました。

●議長：ありがとうございます。それでは回答を雇用支援対策課お願いいたします。

●雇用支援対策課：まずNo19についてお答え申し上げます。制度の周知のチラシにつきましては、定期的を送付されてくるものではないため、国、県等からの依頼に合わせて周知しているものでありますが、今年度につきましては、まだ、依頼がないため予定として記載させていただいております。また、記載させていただいております周知方法以外の方法で周知した場合は、その内容を記載するようにしたいと考えております。

No20 についてお答えします。当施策もチラシ等周知依頼につきましては、現在のところまだ依頼がないため、予定と記載させていただいております。依頼があった場合はすぐ周知したいと考えております。以上です。

●議長：ありがとうございました。委員いかがですか。

●委員：周知の工夫を今後ともよろしくお願いします。

●議長：ではNo21に移ります。No21は「女性チャレンジ講座」について、委員より質問がでていますが、補足がございますでしょうか。

《補足なし》

●議長：それでは、回答を市民連携推進課の方からお願いします。

●市民連携推進課：No21についてお答えします。

「女性チャレンジ講座」は、22年度はプレ事業として、実施しており、本格実施は23年度からとなっております。参加者に占める女性労働者の割合は、22年度は参加者47人中43人、23年度は24人中23人、24年度は40人中37人と9割以上となっております。

●議長：ありがとうございます。よろしいですか。続きましてNo22、23、24、25です。八戸地域職業訓練センターに関わる同じ事業に対するの質問と関連性のある質問ですので、回答は一括してお願いしたいと思います。No22から25についてですが、補足がございますでしょうか。

《補足なし》

●議長：それでは、それぞれについて回答をお願いします。雇用支援対策課お願いします。

●雇用支援対策課：それではNo22の質問に対してお答えします。

各講座の受講者数の男女別についてお答えします。

Ward 初級コースは、男性7名、女性22名の計29名の参加となっています。建築CAD基礎コースは、男性3名、女性4名、計7名の受講となっています。商業簿記3級コースは、男性3、女性12、計15名の受講となっております。Excel 初級コースは、男性13、女性26、計39名となっております。秘書検定3級コースは、男性0、女性4、計4名となっております。建築CAD3級コースは、男性3、女性4、計7名となっております。Word 中級コースは、男性0、女性2、計2名となっております。Excel 中級コースは、男性1、女性0、計1名となっております。全体として女性の利用者が高い傾向にあります。

No23についてお答えします。委員ご指摘のとおりと考えておりますので、今後の表記に関しては、男女別の状況のわかる表記にするなど分かりやすい表記になるよう工夫して参りたいと考えております。

事業番号39の八戸地域職業訓練センターの実績に関しましては、No22で回答した内容と同じなので、省略させていただきます。

事業番号44「若年者キャリアアップ事業」の実績は、男性2名、女性7名、計9名の参加となっております。

事業番号40「フロンティア八戸職業訓練助成金」の実績は、新規高卒未就職者数は、男性0、女性2名の合計2名となっております。交付実績の方は、男性0、女性195,990円、合計195,990円となっております。若年未就職者数は、男性9名、女性3名、合計12名となっております。交付額は、男性532,345円、女性146,286円で合計678,631円となっております。

No24の質問については、雇用支援対策課分はNo23の回答と同じなので、あとは商工政策課から回答します。

●議長：それでは商工政策課、お願いします。

●商工政策課：事業番号43「アントレプレナーステーション事業」につきましては、創業、起業を目指す方々を経営サポートしたりする情報ステーションとして、十三日町に設置されたステーションでございます。

その相談者数、相談件数につきましては、表のとおりでございます。平成20年度から平成24年9月末現在までの数字となっております。新規相談者につきましては、総計で男性65名、女性49名、合計124名で男性の方が若干多いような状況となっております。また、述べ相談件数につきましては、男性123名、女性164名で、述べ回数だと女性の方が多い状況となっております。

次の資料のこれまでの創業者でございますけれども、相談を受けた中で、これまで9名の

方が創業されておりまして、創業年度、名称、業務内容はご覧のとおりでございまして、うち女性は網掛け部分の4名となっております。傾向として、女性起業者につきましては、生活に密着した業務内容で創業する傾向にあるという動向を把握しております。商工政策課からは以上でございます。

●議長：ありがとうございました。

●雇用支援対策課：No25 についてお答えします。

10月5日開催のセミナーの実績は、男性2名、女性13名、合計15名の参加で実施しております。以上です。

●議長：ありがとうございます。質問された委員の皆様いかがでしょうか。

《一同了承》

●議長：はい、ありがとうございました。それではNo26に進みます。委員から補足はございますか。

《補足なし》

●議長：「フロンティア八戸職業訓練助成金」、「母子家庭自立支援教育訓練給付金」についてのご質問です。よろしいでしょうか。

それでは、回答をお願いします。まずはじめに雇用支援対策課、お願いいたします。

●雇用支援対策課：No26の質問にお答えします。

「フロンティア八戸職業訓練助成金」は、八戸市独自の制度で、「フロンティア八戸職業訓練助成金交付要綱」に基づき助成しております。また、「母子家庭自立支援給付金」につきましては、国の母子家庭自立支援給付金事業に基づき実施している事業であるため、給付額が異なるものとなっております。以上です。

●議長：ありがとうございます。こども家庭課からの回答をお願いします。

●こども家庭課：「母子家庭自立支援教育給付金」でございしますが、給付割合は、「母子家庭等対策総合支援事業国庫補助金交付要領」に定める補助金の交付基準、教育訓練経費の20%相当と同率でございまして、国の制度をそのまま利用しております。以上です。

●議長：ありがとうございます。委員、いかがでしょうか。

●委員：ありがとうございました。

●議長：それではNo27に進みます。No27は「介護人派遣事業」でございます。委員から補足ございますか。

《補足なし》

●議長：それでは回答を、こども家庭課お願いします。

●こども家庭課：本事業は、母子家庭、寡婦、父子家庭世帯を対象として、介護人を派遣する事業で、青森県が(財)青森県母子寡婦福祉会に委託しているものでございます。市としての部分は、申請者が事業の該当世帯に該当するかどうかを、申請書に証明する部分を担っております。また、周知活動も行っておりまして、事業費はございません。以上です。

●議長：ありがとうございます。委員いかがでしょうか。

●委員：はい、ありがとうございます。

●議長：それでは次に、意見にはいりますが、No28について、委員より補足説明がございましたらどうぞ。

《補足なし》

●議長：それでは回答を人事課、お願いいたします。

●人事課：職員の関係でございますので、私の方から答えさせていただきます。ご意見にございましたように、情報誌等に課長級以上の女性職員の紹介をしたらどうかということでございますが、回答にございますように、課長級以上の女性職員等の情報誌への掲載にあたりましては、もちろん情報誌発行元、発行者からの編集方針等に基づいて、ご依頼を受けることになるかと思えますけれども、そういったご依頼があれば、職員の方と相談しながら、編集担当者と協議しながらやっていきたいと思えます。

●議長：ありがとうございます。委員いかがでしょうか。

●委員：一言申し上げさせていただきます。特に八戸市の場合は、市の職員における女性の割合の部分というのは、非常に取り組んでいるものと評価いたします。

さらに、その取り組みの部分について進めるために、協議していただくということでございますから、こちらの情報誌などを活用して、女性の職員の活躍を、是非載せていただいて、さらに課長級以下の方たちも刺激を受けて、是非、自分たちもそういう部分に取り組んでいくんだ、自分たちも課長を目指したいとか。

この前、部長さんに聞いたら、まだ女性の部長さんはいないというお話でしたけども、そういう部分も含めて、市役所が、是非、女性の割合も含め、けん引役としてやっていただくことによって、市内の民間企業の女性の役職員の割合も増えていくのかなという部分で発言させていただきましたので、是非、ご検討の方をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

●議長：ご意見として伺っておきます。ありがとうございます。

それでは、次へ進んでよろしいでしょうか。No29 ですが、先ほど重なりましたので、次へ進みます。

●議長：次に「施策の基本方向Ⅲ 安全・安心な社会づくり」の質問に移ります。No.30 について、委員より補足説明はございますか。

《補足なし》

●議長：では、No.30 について市民連携推進課から回答をお願いします。

●市民連携推進課：No30 についてお答えします。

この注目指標は、平成 14 年度と平成 22 年度に実施しました、市民への意識調査に基づく数値となっております。数値がゼロになることは現実的には難しいかもしれませんが、無くしていかなければならないものとして設定したものとなっております。なお、平成 23 年度、24 年度は市民への意識調査を実施しておりませんので、現時点での数値は把握しておりません。

●委員：把握していないということですが、これから取りまとめというか、そういうことはできるのでしょうか。

●市民連携推進課：平成 23 年度と 24 年度は調査しておりませんので、データがありません。

●委員：調査していないので、分からないということですね。分かりました。

●議長：よろしいですか。ありがとうございます。

続いて、No.31「家庭（児童）女性等相談室」についての質問ですが、補足いかがでしょうか。

《補足なし》

●議長：それでは、こども家庭課から回答をお願いします。

●こども家庭課：「家庭（児童）女性等相談室」の事業費についての内容でございますが、人件費、通信費、研修会費、旅費などが含まれてございます。会場費などは含まれておりません。

ご報告いたしますが、本年 9 月に「八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定いたしました。配偶者の暴力についての取り組みにつきまして、この計画に基づいて次年度以降は、外部講習を含めた研修会の開催など研修費の増加などを検討しております。

相談員 3 名となっておりますが、女性相談員が 3 名で、児童虐待などを扱う家庭相談員 3 名で構成しております。3 名とも資格はございませんが、家庭相談員は学校の先生の OB、女性相談員は相談業務を長年やっております、相談員の経験は市役所で 15 年の経験を持っている方で、毎年、市のほうで訪問関係の研修を受けさせ、資質の向上に努めております。以上です。

●議長：ありがとうございます。委員いかがですか。

●委員：わかりました。

●議長：その他の委員の方も、関連のご意見等ありましたら出していただいて結構です。

それでは次に進ませていただきます。次に意見に入ります。No.32、33、34 ですが同じ事業に対する意見ですので、回答は一括でお願いしたいと思います。委員より補足ございますか。

《補足なし》

●議長：それでは、No.32 からNo.34 についてこども家庭課から回答をお願いします。

●こども家庭課：まず、No32「一時避難等被害者支援」ですが、通常の女性保護の事業といたしましては、県事業で、県が一時保護所をもっておりまして、保護活動をしております。市町村の役割といたしましては、そういった制度の周知と安全に身柄を確保して、そこに繋げるという役割がございます。

暴力や経済的な理由で申し込まれる方が出てきた場合に、一時的に施設に入所していただくという制度でございまして、事業費が不足した場合には、補正予算などで対応していきたいと考えております。

No33 ですが、同じく実績が少ないとのことですが、21、22年度の件数はございませんでした。23年度で3世帯対応したものです。今年度は、今のところ実績が少ないところであります。実際に被害者の方の支援という事は、県事業の方で行っておりますし、他の制度を活用しているため、件数が少ないものと思っております。

続きましてNo34ですが、こういった制度の周知ですが、被害者等の相談の中で利用を決定しているものであります。今後は、相談窓口の周知及び様々な支援方法を周知し、一層強化していきたいと考えております。以上です。

●委員：やはり避難を必要とする状況となった方には、非常に大事なことだと思いますので、県の事業とかいろいろあると思いますが、とにかく相談窓口があるということを皆に知らしめていくことは非常に大切だと思いますので、是非、今後とも周知等をお願いしたいと思います。

●議長：それでは次、No35に移ってよろしいでしょうか。No35は「ほっとスルメールの配信サービス」についてですが、委員より補足はございますか。

《補足なし》

●議長：それでは防災危機管理課お願いします。

●防災危機管理課：「ほっとスルメール」につきましては、3万件以上の登録者へ、避難勧告や避難指示などの緊急情報や気象、火災、防犯、交通安全、消費生活、ライフライン、危険動物等に関する情報を配信しております。

平成20年2月1日から開始いたしました「ほっとスルメール」は、平成21年1月1日の大規模断水の際や昨年の東日本大震災の際も、各種の情報を配信してまいりました。ご意見の予算についてでございますが、平成24年度の予算約900万円の内訳につきましては、システムのリース料が約170万円、保守料が約220万円、そのほかに今年度新たに行うシステム改修委託料が約500万円となっております。なお、システムのリース料に関しましては来年度1月で終了いたしますので、来年度以降は、保守料の220万円程度で運営でき

るものと考えております。

今年度改修の内訳につきましては、気象庁の新たなデータ形式に対応いたしましてし、より詳しい気象情報を配信できるようになります。また、NTTドコモのエリアメールやau、ソフトバンクの緊急速報メールと連動させることによりまして、「ほっとスルメール」に加入していない携帯電話に対しても強制的にメールを配信できるようになりますので、緊急時には非常に効果がある改修であると考えております。以上です。

●議長：はい、ありがとうございます。委員、いかがでしょうか。

●委員：少し教えていただきたいのですが、事業費の部分は、詳細に教えていただいたのですが、そもそも、この「ほっとスルメール」ですが、質問部分にもあるのですが、防災危機の部分であるとか、防犯・交通の部分もやはり「ほっとスルメール」に関わってくると思います。これは男女共同参画の事業費として計上されるということでしょうか。他の事業も全て関連してくる部分もあると思うので、事業費の配分がどのようになっているのかをお聞かせいただければと思います。

●委員：今の質問は、要するに男女共同参画推進のためにもっている予算と、おっしゃっている予算の計上の仕方との関連性はどうですかという質問ですね。

●委員：そうです。

●防災危機管理課：全体的な話といたしましては、当然、男女共同参画に関わる内容ではございますが、あくまでも安全・安心情報の発信ということで、当課の方で予算措置をして、システムの運用を図っているものです。

●委員：調査シートの事業費の部分を見ると、男女共同参画の予算から出しているのかなと思われたので、今のご説明で、事業費は防災の方から出しているけれども、男女共同参画の部分も関わっているのかということでご掲載しているということでご理解いたしました。

●議長：よろしいでしょうか。それでは、No36に移ります。No36は「両親学級」ということで、ご意見の中には、男女共同参画のミニ講座等の設定のご意見がございましたが、委員より補足がございましたか。

《補足なし》

●議長：よろしいですか。それでは健康増進課からお願いします。

●健康増進課：ご意見ありがとうございます。現在行っております具体的な「両親学級」の内容でございますけれども、体験学習とか講義を通して育児や妊産婦の心身の特徴等に関する理解を深めてもらうとともに、先輩パパからメッセージや話し合いの時間を設け、妻に対してのサポートの重要性、それから夫婦のコミュニケーションを図り、支えあうことが相互の心の安定につながるというような内容のことをお伝えしております。

また、講義の後には、安心して出産・育児を迎えられるように、夫婦全員に個別相談を行い、今後のことも含め不安の解消に努めているところでございます。また、産後うつ病等については、両親学級だけではなく、実際に赤ちゃんが生まれてから、赤ちゃん訪問等でも対応しているところでございます。今回のご意見を元に、男女共同参画の視点を生かした内容としていくようにしたいと思います。以上でございます。

●議長：ありがとうございました。委員、いかがですか。

●委員：ありがとうございます。とても充実した内容だなと思いますけれども、是非、市民連携推進課が男女共同参画については情報を沢山お持ちだと思えるので、連携しながらやっていくのがもっと効果があるのではないかなと思いますので、検討していただけたらと思います。

●議長：はい、ありがとうございました。横の連携も大事だということで進めていただきたいということでした。よろしいでしょうか。

それではNo37に移ります。No37は「こころの電話相談」ということで、相談しやすい環境づくりということでのご意見ですが、委員より補足ございますか。

《補足なし》

●議長：それでは健康増進課、お願いします。

●健康増進課：ご意見ありがとうございます。それではNo37「こころの電話相談」についてお答え申し上げます。相談者22名の男女の内訳は、男性5名、女性17名でした。女性の相談者の方が多いですが、年次推移で見ますと、男性の相談割合が徐々に増えております。今後は男女別の人数も記載して参りたいと思います。

●議長：ありがとうございました。委員、いかがでしょうか。

●委員：ありがとうございます。男性がもっと増えるといいですね。

●議長：続きましてその他に移ります。No38、39 については、市民連携推進課から説明をお願いします。

●市民連携推進課：No38 のご意見についてですが、いただいたご意見に基づきまして、事業内容等について分かり易い表記となるよう修正してまいります。

●議長：ありがとうございます。委員いかがでしょう。

●委員：事業番号 14 に関して、「新マニフェスト」というのは何を指しているのか分かりますか。小林市長のマニフェストを指すのか、それとも何か別のものか教えてください。

●市民連携推進課：市長のマニフェストになっております。2 期目でございますので、2 期目のマニフェストことを1 期目と比較しまして、新マニフェストとして申し上げておりました。こちらの方は削除させていただきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

●議長：ありがとうございます。これで最後までいきました。質問されたものへの回答で進んで参りましたが、最後に、本日、新たにお気づきになった点やご意見などございますでしょうか。

●委員：質問を出して回答するというような形で、答弁者も各担当者に出席していただき、審議会もかなり充実してきたという感じで感謝申し上げます。

色々審議をしてきたわけですが、基本計画を立てて進めてきたわけで、推進状況がこういう具合になっているということでありまして、さて、これからどういう風に具体的にというのは、エリアが広くて、まとめ上げて具体化していくのは大変だろうと思うのですが、担当部署とよく連携を取りながら上手く進めていってほしいなど、このように思います。今日の内容で、この様に展開して行くんですよというようなものが、見い出せたところで、また次回の審議会を開催すればいいのかなと勝手に解釈しておるのですが、事務局でそここのところお話を少しだけいただければと思います。

●事務局：今回、皆様からいただいたご意見・ご質問等を基に、審議会からこういったご意見が出ましたという事を整理し、報告書にまとめさせていただきます。その報告書につきましては、各課に、この審議会で、男女共同参画の視点でこういったご意見が出ていますので今後の事業に反映させていただきたいということで、お願いをしながらご報告をさせていただきます形になります。もちろん、各担当課も主たる事業の目的というものがあるわ

けですから、主たる事業の目的を全うしながら、男女共同参画の視点を反映させていただくことをお願いしていきたくと考えております。報告書につきましては、もちろん市長まで、きちんと目を通していただくことを考えてございます。以上でございます。

●委員：ご苦労様です。よろしく申し上げます。

●議長：ありがとうございます。あといかがでしょう。はい、こども家庭課、どうぞ。

●こども家庭課：申し訳ございません。先ほど委員の方から質問をいただいた件について、訂正と補足をしたいと思います。

被害者支援につきましては、DV とか DV に限らず、当課で相談窓口をもっております。だいたい年間 130 件くらいの相談がございまして、その中で緊急的な避難が必要なケースも毎年 1、2 件出ております。その一時保護者としては、県の入居施設がございまして、そこに係る経費は県が持っているのですが、その他に、例えば、子供の保護のため児童相談所に繋いだりとか、経済的に問題があつて生活福祉課、生活保護の担当に繋いだりとか、全ての事例については対応しているのですが、事業費としては、市の機関に繋げることで予算を持っていたということで、そこを説明したかったのですが、言葉足らずで申し訳ありません。配偶者暴力についても対応しておりますし、今年度、DV 防止計画を策定いたしました。指導方法、それから各町内会のほうにもチラシを配るなどして、先ほどご指摘があったとおり、周知の部分でも努めていきたくと思います。以上です。

●議長：ありがとうございました。その他、言い残したことなどありましたら承りたいと思いますがよろしいでしょうか。

本日、皆様にいろいろ審議していただいたご意見を事務局の方でまとめ、再度、報告書としてまとめて各課に反映させていくということ、ただいま、事務局の方からお話がございました。周知徹底していくことは大事なステップだと思います。本日予定していた案件は以上ですが、その他、委員の皆さんから何かございましたらどうぞ。

●委員：貴重なお時間頂戴し、少し情報提供させていただきたいと思ひまして資料を配付させていただいております。そこにありますように、ポジティブ・アクションについてです。男女差別的な取り扱いはしていないが、例えば、課長以上に女性が少ないとか、そういったように実質的に男女の差があるという場合に、それを是正するため、事業主の方に積極的な取組、会社のための取組をお願いしているというものです。

これらにつきましては、資料を開いていただきますと、横表で書いてありますが、今後、青森県におきましても労働力人口減少ということで、生産年齢人口が減る関係で、高齢者、あるいは女性の活躍が期待されております。また、めくっていただきますと、女性の活躍

推進を進めることということにより増す経済効果というものも、それぞれ資料にございます。例えば、女性の活躍推進が進む企業ほど経営資本なり、あるいは株式市場での評価も高まるといったデータ。それから次のデータは、女性が出産後も継続就業した場合の方が退職してしまうよりも、企業の負担は少ないといったようなデータも書いてあります。

また、めくっていただきますと、ポジティブ・アクションにつきましては、既に第3次男女共同参画基本計画等々で、ポジティブ・アクションに取り組んでいただく企業の割合を、26年度までに40%超にするといったような目標を掲げております。次のページになりますけれども、今回、政府におきまして、経済活性化といった点から、女性の活躍により経済を活性化するための取組を議論いたしまして、このような形「女性の活躍による女性経済活性化行動計画」、サブタイトルとして「働くなでしこ大作戦」といったものを、政府として決めまして、政府全体で取り組んでいくこととしております。三つの柱がありまして、一つは「男性の意識改革」、その中の二つ目には、政府を挙げて企業や団体に直接的に働きかけを行うということで、「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦の実施」といったものもあります。

二つ目として「思い切ったポジティブ・アクション」、それから三つ目として「隗より始めよ」ということで、「公務員から率先して取り組む」といったような内容になっております。

先ほどの政府を挙げて企業や団体に直接働きかけるということで、次の5ページを開いていただきますと、「女性の活躍促進・企業化活性化推進営業チーム」ということでやっておりまして、チームは下のほうに書いておりますが、青森県でいえば、青森労働局の労働局長と、私、雇用均等室長が各企業を訪問させていただいて、ポジティブ・アクションの取組を企業に働きをかけるということです。

目標として、真ん中の方になりますが、全国で訪問をする企業数が、営業企業数として2万1,000社、それからその中で、取組いただく企業がポジティブ・アクション取組企業数として、1万2,600社、それから女性管理職比率など開示を行う、どんな取組をしたかを開示していただく企業が、最初2,750社だったのですが、先程の「なでしこ大作戦」によりまして、5,000社に目標が引き上げられております。

次のページは、この情報開示を行う企業として、5,000社の目標がありますが、情報開示のための情報サイトとして、厚生労働省の企業のポジティブ・アクションの情報サイトという、こちらの方にご登録いただいて、どんな取組をしている企業か、どのくらいの女性の管理職比率かということを開示していただくということを最終的に勧めているものです。

なお、最後のページはこうした取組をしていただいた企業につきまして、私どもの方で、表彰制度がありますので簡単にご紹介させていただきました。以上です。

●議長：はい、ありがとうございます。いつも新しい情報提供ありがとうございます。他に何かございませんか。

●委員：ただ今、委員から資料に基づいてお話を伺いました。私は以前仕事で、就職支援機構というところにおりまして、弱者を保護させていただく機会がありまして、事業所を回って歩いたのでございますが、皆様方も訪問されるということですが、言葉が悪いのですが、女性の方の社長さんのところに行くと、「やっぱり女性は女性だ、やっぱり男性並みに仕事出来ないんだよ。」と言われました。そういう事業主さんがいるので、その女性の管理職なり社長さんなり代表者がいるところに行かれたら、そこのところを心して一つお話いただければなと思うところでございます。以上でございます。

●議長：はい、ありがとうございます。他にいかがですか。よろしいですか。では、事務局から何かあったらお願いします。

●事務局：はい。先ほど、市民連携推進課長から話があったことの確認となりますが、本日皆さまの方からご意見等についていただいたものを事務局で一旦取りまとめまして、委員の皆さまから内容を確認していただきまして、修正があった場合には、再度お知らせの上、白鳥会長に確認をいただきまして、完成させ、関係各課に周知し、今後の各課の事業に活用させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

●議長：以上で本日の議事を終了いたしますが、本日は担当各課から、同席していただき、詳細に渡ってご説明いただいたことが、本日の審議を充実させてくれたなと思っています。本当にありがとうございます。また、事務局の再三にわたる、資料の準備に感謝申し上げます。本日の議事は全て終了になります。この後は司会のほうにお返ししたいと思います。

●司会：議長、ありがとうございます。

これもちまして、「平成 24 年度第 2 回八戸市男女共同参画審議会」を終了させていただきます。委員の皆様、大変お疲れ様でした。